

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第32回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成25年2月8日（金）午後6時30分～午後8時33分		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員長	坪郷 實	委員
	副委員長	浅野 智彦	委員
	委員	遠藤 圭司	委員
		杉本 早苗	委員
		福井 高雄	委員
		山下 光太郎	委員
		河野 律子	委員
		白井 亨	委員
		馬場 彬暢	委員
		五島 宏	委員
		天野 建司	委員
欠席者	高橋 雅栄 委員		
事務局	企画政策課長	高橋 啓之	
	企画政策課長補佐	竹田 怜史	
	企画政策課主任	工藤 真矢	
	企画政策課主事	津田 理恵	
傍聴の可否	Ⓐ 一部不可 不可		
傍聴者数	0人		
【会議次第】			会議録ページ
1 開会			
2 市民参加条例運用状況等について			
(1) 第4期推進会議の提言に向けて（案）			
(2) 青年の市民参加について			
(3) 参加型職員研修について			
3 次回推進会議の開催日について			
4 閉会			
【会議結果】			
1 開会			
2 市民参加条例運用状況等について			
(1) 第4期推進会議の提言に向けて（案）（資料1参照）			
委員長、副委員長が作成した提言案の文言等を確認し、			
最終提言として確定した。			P.2～P.20
【提言案の修正点】			
① P.1経過の2行目「8回にわたり」を「ワーキングを含めて9回」とする。			P.2

② 提言（１）～（５）全ての「■主な議論」に「(会議録から抜粋)」を追加する。	P.6
③ 提言（３）公募委員の選考基準と選考について。 主な議論の冒頭に「提言にあたって」を追加する。	P.18
④ 提言（４）子育て中の世代の参加について。 主な議論に「開催時間や曜日について、子育て世代が参加しやすいような工夫が必要である。」を追加する。	P.19
【提言確定までの進行】	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記、修正点を反映したものを郵送で各委員へ送付し、最終確認する。 ・完成した提言を郵送で委員長から市長に送付する。 	P.19
【提言送付後の流れ】	
<ul style="list-style-type: none"> ・提言を受けて、市は推進会議からの提言を具体的にどういう形で実施できるのかという答えを公表する。各委員には、別途郵送で通知する。 	P.19
(2) 青年の市民参加について（第31回資料2）	
○浅野副委員長から説明	
<ul style="list-style-type: none"> ・最近の傾向としては、若者の地元志向が非常に強まっている。しかし、大人と一緒に何かをやるという形ではないため、若者と大人とは比較的分断した形になっている。 ・そのため、両者を媒介する仕組み（京都市のNPOやNGOの事例等）が必要であるが、小金井市にはそのような存在はない。 ・しかし、小金井市では、地域に知人が多い人が社会参加をする傾向がみられる。若者にも地元人間関係を持たせることで、社会参加をするような仕組みがあるといい。 ・また、ボランティアをやりたいと思っている若者は増えているが、実際にボランティアをやっている若者は、意向ほどは増えていない。いろんな解釈があるとは思いますが、やりたいという気持ちを現実にするための中間的な仕組みが欠けているのではないか。 ・今回の提言の「公募登録制」を導入するとしたら、若者に特にウェートをかけて抽出するという方法は検討してもよいかと思う。 	P.21
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・転入された方に、適切な情報提供すること若しくは誰かと関わりを持たせる仕組みを作ることによって、地域に入り易い仕組みを作ることにはできないか。 	P.22
<ul style="list-style-type: none"> ・若者の孤立化もそうだが、若者と高齢者が一緒に集い、多 	P.22

<p>世代の交流を通じて、地域・まちづくりへの参加が生まれてくる。そのための居場所づくりの支援が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代、多世帯の交流のための環境整備をしていくべき。 ・費用がかかることではあるが、港区の芝の家、長野県の宅幼老所など行政が運営しているコミュニティスペースも参考にしたらいい。 <p>(3) 参加型職員研修（資料２）</p> <p>○五島委員、白井委員より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働研修の意図としては、すそ野をどれだけ広げられるかを意識して、キーワードを絞り出し企画や運営をしていた。 ・その時と場所に依じてテーマを絞って、そこに参加する人に向けた具体的な広報の仕方も工夫した。 ・「つくっていこう！協働事業」のワークショップでも、1つのテーマに対して、市民と行政が一緒に話し合っ、意見を交わしながら、具体的にやっいていこうという方向になったため、非常に有意義だった。 ・参加した職員の感想などフィードバックがあるとよい。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では、平成25年1月からNPO法人と協定を締結し、ワークショップで参加型職員研修を試行している。また、阿波踊りや桜まつりなど地域の行事への参加を通じて、地域と連携を図れるような取組を行っている。 ・市外に住む職員が市のことを知る、地域の人を知るという目的で、一定期間市内に住むというような研修ができないか。 ・参加型のワークショップ形式の職員研修を定期的で開催してほしい。 <p>3 次回推進会議の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年5月17日午後6時00分～ ・青年の市民参加と参加型協働研修について論点整理 ・自治基本条例の資料収集 ・第4期推進会議のまとめとして、第5期への引き継ぎ事項を整理する。 <p>4 閉会</p>	<p>P.23</p> <p>P.23</p> <p>P.24</p> <p>P.25</p> <p>P.26</p> <p>P.26</p> <p>P.26</p> <p>P.27</p>
<p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4期推進会議の提言に向けて（案） 2 平成22年度～平成23年度協働推進職員研修の概要 3 三鷹市の無作為抽出による公募委員候補者募集について 	

第32回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成25年2月8日（金）午後6時30分～午後8時33分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 11人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

遠 藤 圭 司 委員 白 井 亨 委員

杉 本 早 苗 委員 馬 場 彬 暢 委員

福 井 高 雄 委員 五 島 宏 委員

山 下 光 太 郎 委員 天 野 建 司 委員

河 野 律 子 委員

欠席委員 高 橋 雅 栄 委員

事務局職員

企画政策課長 高 橋 啓 之

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課主任 工 藤 真 矢

企画政策課主事 津 田 理 恵

傍 聴 者 0人

（午後6時30分開会）

◎坪郷委員長 皆さん、こんばんは。それでは、第32回市民参加推進会議を始めたいと思います。

本日は高橋委員が欠席ということで御連絡をいただいています。天野委員は間もなく見えるのではないかと思いますので、今から始めさせていただきます。

定足数につきましては、市民参加条例施行規則第24条で半数をもって成立することになっています。現在、12人中10名出席いただいておりますので、本推進会議は成立しています。

まず、開催に当たって、事前配付と今日配付をしたものなどもありますので、事務局のほうで確認をお願いします。

◎事務局 資料の確認をさせていただきます。事前に送付しましたものが資料1、第4期推進会議の提言に向けて（案）、資料2、平成22年度～平成23年度協働推進職員研修の概要で、本日配付しましたのは資料3、三鷹市の無作為抽出による公募委員候補者募集についてです。

また、前回の会議録の要点記録及び全文記録を机上に配布いたしました。会議録について、皆さんからいただいた訂正を反映しました。御確認いただいた後、何かございましたら、事務局まで御連絡ください。

あと、前回配付しました浅野副委員長に作成していただいた「若者の市民参加について」という資料を本日は使うんですが、もし本日お持ちになっていない方がいらっしゃいましたら配付します。

送付漏れ等ございませんでしょうか。また、市民参加推進会議において導入いたしました意見・提案シートについては、今回は提出がございませんでした。

以上です。委員長、よろしく願いいたします。

◎坪郷委員長 それでは、会議を開催いたします。

まずは、本日の次第に従いまして、市民参加条例運用状況等をまず議題としたいと思います。

初めに、(1)第4期推進会議の提言に向けてのところですが、前回、提案を踏まえて議論した内容をまとめた提言案を、委員長、副委員長が作成しました。若干事務局とも調整、打ち合わせをしましたけれども、本日は、こちらを御確認いただいて文言等の修正などの御意見をいただいて、最終的には提言としてまとめたいというふうに思います。

提言の提出方法については、まとまった段階でもう一度確認をしたいと思いますが、提言というのは、従来は手渡しの形ではやっておりませんで、市長から諮問を受けた場合には手渡しでやるというやり方もあるんですけれども、推進会議のほうでは、提言がまとまった段階で郵送で委員長から市長送付をするという形にしておりますので、早く市長に渡せるということで、そういう形をとってはどうかというのが一応案としてあります。これは後で提言がまとまった段階で、もう一度皆さんの御意見を聞いて確認したいと思います。

それで、事前に送付しました第4期推進会議の提言に向けて(案)をこれから御確認、検討いただきたいと思います。この中で経過のところですが、修正を1カ所お願いしたいと思います。これは経過のところの2行目ですが、第26回から第32回まで、その間に2回ワーキングを含んでいるんですが、回数がこれは8回じゃなくて9回ということのようですので、このところは「8回にわたり」を「ワーキンググループを含めて9回にわたり」ということに訂正をさせていただきます。経過については、皆さんに最初提案シートを提出していただいて、その後、順次報告をいただいて、提言が一わたり終わった後、2回ワーキングを開催して、11月9日に提言の原案づくりを行って、本日、2月8日、第32回で提言の取りまとめを行うという経過にしております。

今までのところでお気づきの点は何かありますでしょうか。この経過のところはよろしいでしょうか。

それでは、具体的な提言については、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の大きさは5つになります。提言の案文の形としましては、全体的な提言とそれをより具体的な内容ということで、もう少し説明をした部分とに2つに分けております。内容的にはほぼ重なった形で書いていると

ころもあります。最初のところが余り長くないようにということで、最初の提言の文章と具体的内容をあわせて提言の中身になっております。

それで、その後に主な議論ということで、これまでの審議の経過の主な意見として、議事録に掲載されているものを中心として、主な議論をリストアップするという形で参考につけています。そういう形で構成をしております。

それで、提言の具体的な中身にこれから入っていきたいと思いますが、文章を最終的にはこの場でできれば確定させたいと思いますので、もしも文章、特に最初のところと具体的な内容のところについて、文章上でこうしたほうがいいのではないかとということがありましたらその箇所と、それから、具体的にそれをどうするのかという提案も含めて御意見をいただければと思います。

それで、(1)については審議会傍聴環境の整備に関してです。傍聴者の意見も積極的に反映できるようにするため、原則として全ての審議会に意見・提案シートを常設し、傍聴者、市民から提出できるようにする。また、資料は原則として傍聴者に委員と同様の資料を配付すること。

具体的内容としましては、①として、現在、5つの審議会を導入されているが、各審議会に普及させるよう、規定等で明記する。特段の事情があってこれを設置しない審議会等はその旨をできるだけ早い時期に市民に対して公表すること。②が意見・提案シートで出された意見を会議の中で具体的にどのように活用するかについては各審議会に任せる。ただし、基本的には提出された意見を委員の間で共有すること。以上が第1の提言になります。これについて、皆さんの御意見を伺って、最終的に文章を確定させたいと思います。いかがでしょうか。

◎白井委員 済みません、これは質問になってしまうんですけども、2つありまして、提言(1)の具体的内容のところ、①の1行目の最後、「規定等」の「等」というのは何を想定されているのかなというのを教えていただきたいのと、そこに対する思いを教えていただきたいんですね。

もう一つは、②の各審議会に任せるというところで、ここまでは私はいいいと思うんですけども、もしつけ足していただけるのであれば、審議会の誰が決めるのかなというのには私は疑問のところがありまして、希望としては、例えば第1回目で、委員同士でまずこの意見・提案シートの扱いについて話し合うということがあってもいいのではないかなと私は思いました。ただ、①で早い時期に市民に対して公表するということがありますので、第1回の審議会が行われる前を想定して、この早い段階、時期を書かれているのであれば、そこにちょっと齟齬が生じてしまうんですけども、この辺に関してちょっと教えていただきたいんです。

◎坪郷委員長 では、まず一つ目の「規定等」なんですけど、これについては、遠藤さんが最初に提案されたときは、例えば傍聴要領ということがあったんですけど、傍聴要領の中ではあまりおさまりがよくないというか、傍聴要領というのはちょっと性格が違うということがありますので、むしろ新たに運営要領か何か、名前はまだわからないんですけども、何らかの要領な

どの「等」というような規定に関するものを新しくつくることも含めてこの「等」になります。ですから、既存のものの中でおさまりのいいところがあればいいんですけども、ちょっと議論の中ではおさまりが必ずしもよくなかったので、新たに要領のようなものをつくって、この機会に同じものを整理する。その中にこれをちゃんと入れようというようなことも含めて検討をしてやってはどうかということで、「等」が入っているわけですね。

その規定というものはいろんなレベルのものがありますが、できるだけ全ての審議会に常設するという提言をしていますので、それが普及されるように規定で明記したいということの表現になっています。

それから、意見をどのように活用するかです。これのところは、特段の事情があって提案シートを導入しないときには、早期に、早い時期に公表するということですが、これはちょっと直接は別の問題ですね。共有するほうは、今までの議論の中では、委員会の中でその取り扱いについて決めるというような議論をしてきたのではないかと思うんですね。

◎白井委員 そうですね。私も過去にそのような発言をしたときがあって、第1回目ですぐその意見・提案シートのようなものをこの審議会ではどのように扱うかというのを大体決めるみたいなことを限定されたらどうかという話をたしかした覚えがありまして、恐らく初めて委員になるような公募市民委員の方などは意見・提案シートという存在すら知らないケースも起こり得るので、私自身が市民協働のあり方等検討委員会ではそういう議論さえ話に出なかったという経緯がありました。

◎坪郷委員長 最初から審議会についてはこういう方法があるということの規定に盛り込むことによって明示するというのと、委員の間で共有をするというふうに後で入れたのは、委員会でこの活用については決めていくという方向での内容になっていると理解をしています。

◎白井委員 最後の「共有すること」というところですね。

◎坪郷委員長 はい、最後の「ただし」の後につけたというのはそういう意味なんですけれども、少なくとも委員の間で共有するということは、委員会の中でこの活用方法については当然議論されるであろうということを想定しているのです、この文章を入れたということになります。

◎白井委員 この最後の共有することというのは、あくまで出てきた意見を単に、例えば情報として閲覧できるようにして配る。共有されているという状態になると思うんですね。その意見・提案シートで出された意見をどう扱うかということはまた別の話だと思っていて、まず扱い方自体をその審議会に取り入れる、導入すると決めた場合に、導入した意見・提案シートをどう扱うかは、審議会の委員の中で決めたらどうかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

◎坪郷委員長 例えば具体的にはどういう表現を使えばいいかですね。委員会で共有するというの一番のベースのものを確認で入れたということであるわけです。その後のことはもちろんあると思うんですね。活用については各審議会に任せるけれども、最低限、基礎としては委員会で共有した上でどう活用するかを決めていくという文章にはなっているんですね。

- ◎白井委員 この各審議会に任せるの「に任せる」を「で決める」とすればどうですか。
- ◎坪郷委員長 「任せる」を「決める」とするんですね。
- ◎白井委員 はい。どのように活用するかについては各審議会で決める。
- ◎坪郷委員長 これについてはいかがでしょうか、皆さんのほうから。
- ◎白井委員 済みません、ちょっと細かい話ですけれども。
- ◎遠藤委員 さっき白井さんがおっしゃっていた、誰が決めるかということの「誰が」というのは…。
- ◎白井委員 ごめんなさい、僕、この各審議会という言葉が委員で話し合うという前提の意味で捉えているんですね。だから、誤解を与えるようではまずいですね。それも考えなきゃいけないですね。
- ◎遠藤委員 誰が決めるかを入れたほうが良いというのであれば、その誰がという部分も盛り込んだほうが…。白井さんは誰が決めたほうが良いと思いますか。
- ◎白井委員 委員全員で決めたらいいと思います。
- ◎遠藤委員 全員で。
- ◎坪郷委員長 いかがでしょうか。「決める」に変えると、「各審議会に」ではなくて、「各審議会が決める」という表現のほうが良いでしょうかね。審議会に任せるという表現も、どちらが良いかですけれども。
- ◎白井委員 僕が言いたいことを表現するとすれば、各審議会の委員全員で決めるという表現になるわけですよ。
- ◎坪郷委員長 審議会がというのはそういう意味になるわけですよ。審議会の委員が決める。
- ◎白井委員 要するに話し合っただけで決めてほしいわけです。この各審議会という言葉だけにしたときに、例えば事務局を含めて、それを取り仕切る人たちだけで決めるという要素も残してしまうのであれば、はっきり具体的に表現したほうが良いと思うんですけれども、その辺は、行政の立場としてどう思われますか、この場の表現。
- ◎河野委員 審議会事務局は事務局ですから、今のこの表記であっても、白井さんの御意見というのは当然そのように読み込めると思うんですね。そこを事細かに全部明記していきますと全体のトーンも狂ってしまうので、そういう心配はこの表現でも要らないかなとは思いますが。
- ◎白井委員 わかりました。では、いいです。
- ◎坪郷委員長 「に任せる」と「が決める」ということと違いがありますか。
- ◎白井委員 今その発言をしていただいたので、その発言が言質となるわけですからね。
- ◎坪郷委員長 議論の中でそういう発言があったということですね。
- ◎白井委員 そうです。その発言をいただいたので、僕はオーケーだと思います。
- ◎坪郷委員長 例えば議事録をどうするというのは、当然議論して決めるんですよ。審議会というよりも、我々もそうですけれども、そういうものの1つになるということで、これはいいですか。

◎白井委員 はい、納得しました。

◎坪郷委員長 では、もとどおりでいいですか。

◎白井委員 結構です。

◎坪郷委員長 では、もとのままでということにします。

ほかのところではいかがでしょうか。

◎福井委員 1ページの下から2行目で「強烈な意見が出されたり」という「強烈な意見」というのが余りにもダイレクトな言葉だということと、もう一遍同じような内容なんですけれども、3ページの下段の(4)の子育て中の世代の参加についてのその上の2行の「例えば非常に差別的で排外主義的なものが小金井市のサイトに掲載されたままになったり、その論文の断片的情報」というところです。「例えば非常に差別的で排外主義的」というところと、「断片的情報」というのがちょっと中傷的であって、誹謗中傷というような言葉が一般的にはあるかと思うんですけれども、もう少し市民が親しみやすいような日本語的表現があってもいいんじゃないか、その2点です。

◎坪郷委員長 まず、(3)のほうはちょっと後に回させてください。(1)のところですが、各提言のところもそうなんです、主な議論のところは議事録ないしは議事録の要約のところに基本的に載っている表現を使っているんですね。そこからとってきていますので、この段階で、改めてこれを必ずしも要約したというわけではないので、議事録上、そういう意見があったということがあります。ここのところは主な議論ということで、提言に至る過程でどういう議論があったかということ参考資料でつけたものなので、ここの表現までさわるとなかなか全体の確定が難しく、時間がかかるということもある。

◎福井委員 強烈なというのを例えば過激なとか、極端なとかという言葉に置きかえられるんです。極端なというほうがおさまりがいいんじゃないかなという気がしています。当然前後の文章があった中の一文が強烈な意見ということで使われたんじゃないかと思うんですけれども、ただ、そこだけぽんとここで表現されるとちょっと理解しにくい面もあるかなと。

◎坪郷委員長 これは、ここに発言された委員がおられるわけなんですけれども。

◎山下委員 今のお話をお聞きしていて、その主な議論のところは補助的な役割だということで、それを明記することとかはできないんでしょうか。例えばその議事録の一部を抜粋しましたというような形で書けば、何かその前後の議論があったのかということを皆さんが想像できればと思いますので、主な議論のところには、必ず議事録の一部より抜粋と記せばいいのではないのでしょうか。

◎坪郷委員長 そうすると、ここのところは主な議論については議事録の中より抜粋をします、そういうような表現を加えるということですね。そういう扱いでいかがでしょうか。そうすると、詳細は議事録で確認をしてもらい、流れを見てもらうということになる。

◎白井委員 そうですね、いいと思います。

◎坪郷委員長 よろしいですか。では、そういうふうに扱うようにしたいと思います。

それで、(1)についてはいかがでしょうか、これでよろしいでしょうか。

◎白井委員 私はいいです。

◎坪郷委員長 では、よろしければ、(1)の主な議論のところについては議事録から一部抜粋したということを明記するという形で修正して、確定させていただきたいと思います。

では、順次行きたいと思いますが、(2)公募委員の募集についてというところです。2ページの真ん中になりますが、「多様な市民が参加できるように、現行の市民公募方式に加えて、『公募市民登録制』の導入を提言する。『公募市民登録制』としては、無作為抽出した市民の中から登録する方法と、市民が自発的に登録する方法がある」。

具体的内容のところでは、①として市民公募制、それから無作為抽出をした市民の中から登録する公募市民登録制、市民が自発的に登録する公募市民登録制の3つの方式やその組み合わせも含めて公募方法の選択肢を整備する。それから、②が選出された委員に対する偏りのない充実した情報提供が重要であるというふうにしております。この主な議論については、先ほど提案がありましたので、同じように議事録からということを明記する形にします。

それで、(2)については、提言、具体的な内容のところでは文章について手直しも含めた提案がありましたら、どこの箇所をどういうふうに直すということで御提案いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◎福井委員 ここの(2)の2行目の多様な市民が参加できるように、現行の市民公募方式に加えて、「公募市民登録制」という「公募市民」と書いてあるところですけども、公募委員登録制というか、その市民というところの1行目、2行目のところを委員に置きかえてもらったほうが、提案の公募委員として登録してもらうということですから、公募市民の登録という言葉じゃないと理解してきたんですけども。

◎坪郷委員長 前回の議論をしたときの最初の提言の提案が、多様な市民が参加できるように、何らかの形での公募市民登録制の導入なんですね。その公募市民の登録制の中に無作為抽出型と市民が自発的に登録する型という2つの方式があるという形で、ここでは整理をしているんです。だから、前回、公募市民登録制というのが使われて、それを基礎に議論しましたので、それを使っているんですが、中身としては公募委員の候補を登録するという中身ですね。

◎坪郷委員長 タイトルでは公募委員の募集というふうになっていますので、公募委員のことであって、その募集方法について登録制の導入を提案するという形にはなっておりますね。

◎福井委員 あと、具体的内容の①で「市民公募制、」と「制」でとまっているんですけども、その「登録制、」でとまっているところを、3つの方式ということで「市民公募制度」と「度」を入れてもらいたいと思うんです。

◎坪郷委員長 この市民公募制というのが従来型のものです。

◎福井委員 文章的に市民公募制度と「度」を入れるとおかしいですか。議事録はまだ見ていないんですけども、公募委員の登録制度という言葉を使ったはずなんです。

◎坪郷委員長 制も制度でも同じだと思うんですけども、従来の市民公募方式とか市民公募

制、両方使っているんですが、現行はどういう表現でしたかね。制度でも制でも同じなので。

◎五島委員 どの方法を採用するにしても、決まった時点で制度になると思うので、文章的には3つとも制でとめていいんじゃないかなと思います。

◎福井委員 ただ、私の議事録から逆にいえば、必ず制度という「度」を入れた議事録で発表していたと思うんです。

◎五島委員 わかりますけれども、ここで言っていることは、3つの方法を選択肢として整備しますというふうな文章なので、その視点で、例えばですけれども、2つ目だったら2つ目を採用したときに、採用した時点で制度になるんじゃないですか。

◎福井委員 だけれども、提言として私自身は…。

◎五島委員 これでいいんじゃないかなと僕は思います。

◎福井委員 そうですか。

◎浅野副委員長 今日用意していただいた資料の三鷹市の規定のほうを見てみますと、今おっしゃられた問題について、公募市民じゃなくて公募委員になって、募集制じゃなくて募集制度になっていますね。今まで余り用語を細かく詰めてこなかったと思うんですけれども、この辺、私は実は正直、どっちでもいいなと思っているんですが、行政手続上といいますか、ほかの規定との整合上といいますか、何か言葉遣いで注意すべき点がありますか。公募市民でも公募委員、公募した者とか、制度を制、この規定の整合性というのは結構ここで問題になった気がしますけれども、いかがでしょうか。

◎坪郷委員長 提言なので、それを調整した上で規定になる、実施をされるということなので。

◎浅野副委員長 提言では余り細かいことを考えずに出しておいて…。

◎坪郷委員長 内容が誤解をされないということはもちろん大事なことですけれども。

◎浅野副委員長 わかりました。では、それは実際に規定の形で実施するときに、そこは細かくちゃんとだれかが検討してくれるという方法をとると。

◎坪郷委員長 これは市長に提言をして、市長がこれについて取り組みますという、どう回答が出てくるのかというのが基点になるわけですけれども。

◎福井委員 提言が認められた場合は、逆に制から度がついた制度という言葉を用いるということで理解するわけですか。

◎事務局 それも含めて検討させていただくと。例えばパブリックコメントになると、市民の提言制度なんて条例上使っていますので、そういったことも含めて、提言をいただいてから、事務局のほうで精査させていただきます。

◎福井委員 そうですか。

◎白井委員 細かい話ですけれども、でも、やっぱり公募市民というより公募委員のほうがいいんじゃないですか。

◎事務局 条例上、委員と使っているの、そうなんです。

◎白井委員 公募市民といったら、何を募集しているのかよくわからないですよ。市民を募

集しているのかなど。

◎事務局 今の白井さんの意見なんですけれども、一応公募市民というふうにしてあるのは、公募委員になる公募者の市民の方をまず募集して、そこから委員としてセレクションをしていくというような手順になっているわけです。初めに委員を募集しているというふうすると、さらにそこから委員に絞るみたいで、ここがちょっとおかしいかなと思います。

◎坪郷委員長 公募委員とするとしたら、公募委員候補登録制なんですよ。それはどういうふうにやればいいのかという運営上の問題は、事務局で一応検討した上で実施することになると思うんです。

◎白井委員 いいんじゃないですか。この条例を見ると、公募委員と書いてありましたのでね。

◎坪郷委員長 タイトルは公募委員の募集ですから、ここは公募委員のことを言っているんですよというのは明確にしていますので、ここは新しい制度を導入する選択肢の整備をしっかりとやってくださいという提言ですので、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

では、(2)については、これで確定させていただきます。

(3)です。ここは公募委員の選考基準と選考についてということです。ここはいろいろ広範な議論が行われたんですけれども、具体的な提言としては絞る形になっています。公募委員の選考過程をより透明で市民の納得を得られやすいものとするために、ここの前段のいろんな点を考慮すべきであるということの一つはこの文章で表現しています。その上で具体的には、「選考結果(応募者の順位や得点)など」と「など」をつけているのも、ほかの方法があれば、それもあわせてという意味で「など」を入れております。これは何らかの形で通知をする。

具体的な内容としましては、「選考結果(応募者の順位や得点)などを応募者に何らかの形で通知する」。ただ、これについては、なお書きをつけるということで、選考結果を知りたくない人については、事前に確認の上、採用・不採用のみを伝えることを検討する。ここも議論があったので、このなお書きをつけている。

さらに、議論のところについては、議事録から抜粋したということは入れますが、ほかのところにはない文章をここに入れております。選考結果、応募者の順位や得点を応募者に伝えることに重きを置いて、さらに応募論文の公開、最終段階の選考を抽選などで行うことについて検討を行ったということで、こういう重要な論点があるということは示す形で主な議論を並べるという形をとっています。ここはちょっとほかのところとは書き方が違うようになっております。

この(3)についてはいかがでしょうか。

◎福井委員 さっき私が言ったところ、下の3行、2カ所ですね。

◎坪郷委員長 福井さんから先ほど指摘がありまして、ここも先ほどの議事録の概要の中にこのままで出ていると思うんですね。ですので、それをちょっとこのまま表現を部分的に変えるということについてはどうかと思うんですが、もちろんこれは議事録から一部抜粋したということで、詳細は議事録などで文脈も含めて議論の展開を見てくださいということが1つのやり

方ですが、皆さん、御意見はいかがでしょうか。

◎杉本委員 この2行なんですけれども、何らかの形で通知するというだけで、私のほうはちょっと納得いかないというか、通知をすれば、それで市民に納得を得る形になるというような誤解というか、そういう印象が現にこの中で感じられるのですが、一応口頭でもきちっと説明する。その選考結果、応募者の順位や得点以外の説明を求められたときにはきちっと説明できるような文章をここに表現として入れていただきたいなと思うんです。例えば何らかの形で通知し、あるいは口頭でも説明を行うとか。

◎坪郷委員長 何らかの形で通知するという事は、文章だけの意味を含んでいるわけじゃないんですね。もちろんいろんなやり方があるとは思っているので、こういう表現をとったんです。前回の提案のときにやった最初の提案は何らかの措置を導入するという形だったんですけれども、ここは選考結果については明確な形で知らせたほうがいいのではないかとということで、こういう表現に変えたんです。

今、そういう提案が出ておりますが、皆さんのほうからいかがでしょうか。

◎遠藤委員 ここの選考結果という言葉の使い方なんですけれども、前の選考結果というのと後ろの選考結果、1行目の最初と最後の意味がちょっと変わってきて、ニュアンスが違うと思うんです。選考結果を知りたくない人については、採用・不採用のみを伝えるというのはちょっと意味が、要は、採用・不採用というのが選考結果になるわけであって、ここの2つ目は選考内容とか選考理由というのがすんなり日本語として通るんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。要は採用・不採用のみというのは選考内容か理由とか。

◎坪郷委員長 選考内容ですかね。採用・不採用は現在も伝えられています。これは表現はどうでしょうか。

◎事務局 その選考結果という言葉は同じ意味だと思っていて、1つ目の選考結果の後ろに括弧書きで書いてあるというのが、これは具体的なここで使っている選考結果という言葉の内容になると思います。

◎遠藤委員 それはわかった上で申し上げているんですけれども。

◎事務局 選考結果を知りたくないというのは、応募者が順位や得点を知りたくない人については採用・不採用のみは伝えるべきだと。

◎遠藤委員 だから、それは応募者の順位や得点というのは、選考の経過の上で出てくる話なので、結果は採用・不採用ということじゃないんですか、2行目の。

◎事務局 その結果というのは最初に定義してあるんですけれども、応募者の順位や得点というのを選考結果と言っているのです、出すときには一緒なんですよ。

◎遠藤委員 最初に定義しているのはわかるんですが、それはわかった上で申し上げているんですけれども、純粋に日本語として読んだときに、後段の2つ目の選考結果以降の文章が繋がらないんです。選考結果は、要は採用・不採用のみでも選考結果になるわけなので、そこはちょっと何か言葉を変えたほうがいいんじゃないかと思いますね。日本語としてちょっと……。

◎事務局 過程じゃなくて、やっぱり順位も結果じゃないんですか。得点も結果かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

◎遠藤委員 付随する情報ではあるけれども、結果というと、そのまま端的に言うと採用・不採用が選考結果なんですね。

◎五島委員 採用と不採用を決めるための選考結果なんですよ。

◎遠藤委員 切り分けて考えないでもいいということですか。

◎五島委員 言いかえると、わかりやすく言いますけれども、行政的には採用・不採用を決めるためのその前の情報が選考結果なんです。それは今のお話でわかったんですけども。

◎遠藤委員 では、その前段で定義してあるから、後段の選考結果も同じような意味で捉えれば通るということになる。

◎五島委員 ちゃんとつなぐのであれば、前段の文章の中にも採用・不採用という言葉を入れるのかなとは思いますが。

◎遠藤委員 それだったら、そのほうが読み手に親切かなと思いますけれどもね。

◎浅野副委員長 例えになりますけれども、大学で入学試験を行うときに、採点結果と合否判定は基本的には別のことになります。採点結果から抽出されるのは合格候補者と言われていて、これは最後の会議で合格候補者リストを見て合否の判定をするんです。だから、選考結果と採用・不採用はやっぱり概念としては別なんだろうなと思うんですね。ただ、そうであるというのは日常には多分すごくなじんでいるんだろうなという感じはするので、もう少し誤解のない表現があるのであれば、これも多分文言の問題だと思うので、何かほかの規定とのバランスで適切な誤解のないような表現が後で、実際につくってみたときに何か配慮してもらおうという、そういう方向かなと私自身は思っているんですが。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか。

◎遠藤委員 読み手が理解できるのであれば、それでいいと思うんですけども。

◎坪郷委員長 内容については伝わっているのではないかなと思うんですが。

◎福井委員 でも、「選考結果を知りたくない人については事前に確認の上」って、実際、事務局としてはこういう作業は物理的に可能なんですか。

◎坪郷委員長 申込書かどこかに書いておくという事はできますよね。これは公募書類なんかのときに返却するのかどうかとか、そういう事は書いておけば、それほど面倒……。

◎福井委員 今まで見たことがないですよ。事前に確認するというような作業があるということ自体、公募した人はそういうプロセスがあること自体を知らないですよ。

◎坪郷委員長 採用・不採用についてはお知らせしますという文言はどこかにあるわけですか。

◎事務局 そうですね。

◎福井委員 それだけです。だから、事前に確認して順位、得点まで表現した文章は今まで見たことがないし、もしも提言をして入れるとしても、提言が通った場合は、そういう作業は、事務局は大変な作業じゃないかなと思うんですよ。

◎天野委員 そうなんです。今、現行そういうのはないんですよ。それで、どういうふうにするかというやり方なんですけれども、知りたくない人は丸をつけるのか、または知りたい人が丸をつけるのかというのはあるのかなと思っていて、個人的な感想を言えば、僕はそういう余り知りたくないタイプなので、だから、基本的には欲しい人は丸をつけるほうにしたほうがいいのかなんて僕は思うんですけれども、ただ、これはやり方、運用の面なんです。

◎坪郷委員長 事務局、何かありますか。

◎事務局 募集の用紙にそういう形で書いていただければ、事前にその方の意思がわかるので、そこはできると思います。

◎坪郷委員長 募集の運用でできるだろうということですね。

◎福井委員 その同じ行で「伝えることを検討する」と、またここで検討すること自体が具現化したような提言じゃないような感じがするんですけれども。

◎坪郷委員長 上では通知するとしておりますので、通知はするというのもので、知りたくない人についてはどうするかという扱いはありますということ。

◎福井委員 伝えますとか何か言い切らないと、そこで確認した後、また検討するといったら、またおかしくなるかと思うんですよ。

◎白井委員 みんなこれは文書を出せば、「確認の上、採用・不採用のみを伝えること」までが議事録ですよ。だから、この「なお」以下「こと」までを検討するということなんですよ。

◎坪郷委員長 そうですね。前段は応募者に通知するとなっておりますけれども、その中でも採用・不採用のみでよいという人の扱いが論点としてあるだろうということを入れておくと。

◎福井委員 だから、事前に丸と言った、情報が欲しい、要らないのことを踏まえて、採用・不採用のみ伝えるということをして2行目は訴えていると思うんですけれども。

◎坪郷委員長 例えば応募者の得点、順位などを通知する、これは基本はこれでいいということだったんですけれども、ただ、こういう場合もあるという幾つかの考えられることがあるので、ここはその意味で入れたんですよ、議論の結果なんです。

◎白井委員 福井さんは何がひっかかっているんですか。

◎福井委員 要するに提言だったら検討するというのが抽象的な表現じゃないかということです。

◎白井委員 だから、通知することは提言として具体的になっていて、ただ、採用・不採用のみを伝えるという選択肢を与えることも確定の提言としてあるということですか。

◎福井委員 そうですね。

◎馬場委員 この検討する内容は、ここで言うと採用・不採用のみを伝える伝え方を検討するんですよ、伝え方。

◎坪郷委員長 いや、伝え方ではなくて、やはり順位や得点を知りたくないという人の扱いですね。

◎馬場委員 そこから検討するんですか。

◎天野委員 僕みたいにそんな順位とか知りたくないような人は丸をつけて、採用か、不採用か、どちらかイエスかノーだけくれというような形にさせていただけるということじゃないですか。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか。

◎杉本委員 この話は扱いを検討するというふうに私は理解したんですけれども、それで次に進んでよろしいでしょうか。この話についてですか、別の議論でもよろしいですか。

◎坪郷委員長 まずそれはちょっと決着をつけて。

◎杉本委員 扱いについて検討するということで理解していますけれども、それでよろしいですか。

◎坪郷委員長 それでよろしいでしょうか。

◎白井委員 結構です。

◎坪郷委員長 では、それで、このところはどうしても、ほかのところですか。

◎杉本委員 はい。最初の話にちょっと戻らせていただくんなんですけれども、最初の2行の部分なんですけど、「選考過程をより透明で市民の理解を得られやすいものとするために」という目的と選考結果を通知するという文章が、どうしてもストレートに私の中に入ってこないんですね。選考過程をより透明にするための一つの方法として、ここに「選考結果（応募者の順位や得点）などを応募者に何らかの形で通知する」ということは構わないんですけれども、そこに選考過程をより透明にするということが、選考結果の順位や得点を通知することでこれが解消されているという文章になっていますよね。

私の提言なんですけれども、この「選考結果（応募者の順位や得点）」までが括弧してあって、などというのがあるんですけれども、「選考内容（応募者の順位や得点）」などにするか、あるいは「選考結果（応募者の順位や得点あるいは内容）」などというのを入れて、結果だけを通知することで選考過程をより明確にしているというふうな文章になるべくしないでいただきたいんです。

◎坪郷委員長 今、そういう点を挙げているんですが、その言われている中身は主な議論の最初の2行がそれに該当するんですね。

◎杉本委員 はい。

◎坪郷委員長 これを提言のところに持ってくるというやり方はなくはないんですけれども、応募者の順位や得点だけを議論したのではないということですよ。ただ、今回の提言としては、選考結果（応募者の順位や得点など）というものに今回は焦点を合わせて提言をしよう。

◎杉本委員 そうです。そういう方向になったと。

◎坪郷委員長 この議論の経過というのは、主な議論の最初の2行ですので、これを提言のところに持ってくれば、今言われた杉本さんのそれで御説明にはなるんですが、あるいはこれに近い文章を何らかの形でここへ、どういう表現で入れるのかという具体的な提案をして分ければいいんですか。ここは提言と具体的内容の中に入っていた2行を若干つくり変えたんですね。

ですから、もとへ戻すという形で編成をすることは、そのほうがよければ、そちらのという可能性はあるんですが。

◎福井委員 一般的には選考結果の次の「など」までを「得点など」ということで、選考結果を長々と書いて通知するというのが目的だと思いますから。だから、「得点」のところを「など」にしたほうが文章的には理解しやすいかなと思うんです。

◎杉本委員 そうすると選考結果を通知することになるので……。

◎福井委員 そうです。

◎杉本委員 私はそういう意味ではなかったのですが、選考の過程もやっぱり何らかの形で通知することをここの中で明記できるような形をとっていただければと思ったのですが、などまで入っちゃうと逆になっちゃう。

◎坪郷委員長 などを中に入れてしまうとちょっと含みがなくなるんですね。

◎福井委員 そうですか。

◎坪郷委員長 それで、主な議論の2行の部分ですが、現状の最初の提言のほうの2行の文章の後ろに、提言に当たって選考結果を応募者に伝えることに重きを置いて、さらに応募論文の公開、最終段階の選考を抽選などで行うことについて検討を行ったというのを提言の後ろに説明としてつけると。提言に当たってはこういう検討を行った結果、最初の2行の提言を今回はするというふうに直す提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎福井委員 わかりません。もう一度言ってください。

◎坪郷委員長 主な議論に2行ありますね。ここの前に「提言に当たって」という文章をくっつけます。その文章を(3)の公募委員の選考基準と選考についての2行の「何らかの形で通知する」の後に入れるということです。

◎白井委員 提言の文章として検討を行ったというのはちょっとおかしくないですか。

◎坪郷委員長 そうすると、具体的な内容のところにくっつけるというんでしょうか。最初の提言を現行にして、では、入れる場所を具体的な内容の2行の別の段落に、「提言に当たっては選考結果以外の検討も行った」ということを説明として入れるということですね。ここはやっぱり提言ではないんですけれども。

◎遠藤委員 そうすると、申しわけないんですけれども、「検討を行った」の後に、また文末、具体的な「より検討する」という、「検討を行った」結果、「検討する」みたいにならないかなと思うので、そうすると、さっきの福井さんのおっしゃられた「検討する」をある程度確定するような言い回しにする方が、私もちょっとつながるんですけれども。

◎白井委員 具体的な内容のところに入れるのであれば、今遠藤さんがおっしゃったように、福井さんが言った検討すべき、伝えることを検討するよりも、伝えるにしてしまっ、「ことを検討する」とこの主な内容の2行をその下につけた上で、検討を行ったではなくて、検討するにしたらどうですか。要するにここで考えるべきでしょうという提言としてね。

◎坪郷委員長 わかりました。ちょっとややこしくなるので、私の提案を撤回します。撤回を

して、主な議論のところの最初に、「提言に当たって」という文書を加えると。ここでより提言の背景を説明するというので、主な議論の前ところに「提言に当たって」をつけて、この文章を生かすということではいかがでしょうか。そうすると提言のところは……。

◎白井委員 このままですね。

◎坪郷委員長 このままで、提言の背景としてはここにありますよということを明示する。

◎白井委員 背景としてね。ただ、それだと杉本さんが納得しないんじゃないですか。

◎坪郷委員長 ちょっとそうなるかもわからないんですが。

◎白井委員 含みの部分に具体的なことを入れて、こういうことも検討するべき、今後検討するべきですよみたいな言葉を入れたいんですよ。

◎坪郷委員長 ただ、今回の提言の中身自体は、議論の結果としてはやっぱり選考結果などを何らかの形で通知するという点には、皆さん、議論はある程度この点では一致できたので、ここを提言としては出すという点では今までの議論を踏まえたと思うので。

◎杉本委員 そうです。だけれどもね。

◎白井委員 では、さっき言った具体的内容にひっつける文言がおさまりがよくないですか。

◎坪郷委員長 だから、提言の中に説明をつけ加えたことによって、いろいろまた追加が残されているので。

◎杉本委員 そうしますと、「得点など」の「など」が問題なのかなと思うんですけども。

◎白井委員 もとに戻る議論だね。

◎坪郷委員長 でも、それはあったほうが含みがまだあるので。

◎杉本委員 だから、この含みの中身の「など」を……。

◎白井委員 具体的にするとということですか。

◎杉本委員 そうですね。何らかの言葉を入れて。

◎坪郷委員長 だから、そこは議論の結果としては必ずしも全体の一致が得られなかったもので、ただ、議論はちゃんとしましたと。この点、重要な論点がありますよということを残したいので、主な議論のところにはほかにはないものをいろいろ入れているんですね。ですので、そこは今後の課題として明記をしておくということではいかがでしょうか。

◎杉本委員 でも、それだと、そういうふうに言われて、仕方がないですねと言えないんですけども。

◎白井委員 別に肩入れするつもりじゃないんですが、やっぱりそこは確定ではないですけども、今後考えていく課題として残していいと思っているんですよ。

◎天野委員 先生、ここだけ特別に「提言に当たって」と入れるんですよ。

◎坪郷委員長 入れるんです。

◎天野委員 なので、ちょっと目立つといいでしょうか、こっちにはなるのかもしれない。

◎白井委員 検討を行ったって、学経で書いているだけですものね。だから、具体的内容のところ、例えば主な議論の1行目のここは取ってしまって、さらに応募論文の公開、最終段階

の選考を抽選等で行うことについて検討するというのをつけたらどうですか。

◎杉本委員 具体的な内容の中にとということ。

◎白井委員 そうです。

◎坪郷委員長 でも、それは前回の議論の中では……。

◎白井委員 済みません、しつこくてごめんなさい。具体的内容の2行目の「採用・不採用を伝える」で切ってしまって、ここはもう切ってしまいいいと思うんですよ。「通知する」で終わってしまうと、さっき天野さんがおっしゃったように、知りたくない人もいるでしょうから、そういう配慮をした仕組みとして提案しているわけですからね。その後に、さらに論文の公開、最終段階の選考を抽選等で行うことについて検討する。別にそんなに、そこまで押しつけてもいないですし、ただ、杉本さんがこだわっている部分も含まれるんじゃないですか。

◎杉本委員 そうですね。

◎坪郷委員長 もう一度ちょっと言ってくれますか、どういうふうにするかということ。

◎白井委員 まず具体的内容、この1行目はそのままですね。それで、2行目の「採用・不採用のみを伝える。」、その続きとして、主な議論の「さらに」以下の文章の最後の語尾を「検討する」に変えてつなげる。読みましょうか。「選考結果などを応募者に何らかの形で通知する。なお、選考結果を知りたくない人については事前に確認の上、採用・不採用のみを伝える。」「さらに、応募論文の公開、最終段階の選考を抽選等で行うことについて検討する」。

◎福井委員 私が一番最初に言ったように、採用・不採用のみをお伝えしますとか、そういうところで区切ったほうがしっかりした提言じゃないかとは思いますがね。

◎坪郷委員長 浅野委員、どうぞ。

◎浅野副委員長 意見を申し上げたいことがあって、まず現行の「採用・不採用のみを伝えることを検討する」の「検討する」を取ってしまうと、これは具体的内容ではなくて提言なので、そのものになりますので、この文章が上の主文の中に入っていないことがおかしくなると思うんですね。さらに、論文の公開について検討はしましたけれども、これを今後検討していくということに関して合意が得られたのだろうかという点について私は少し疑問を持っているんです。つまり、具体的内容の中に含まれているのは、それを実現する方向で検討してもらいたいということだろうと思うんですが、論文公開に関しては、いわば両論対立の状態でここまで来ていると思いますので、これを含めてしまうとちょっと強過ぎるかなと思う。

◎白井委員 どっちかという、前向きにそれを取り入れる方向で考えた結果みたいな表現になってしまうんですか。

◎浅野副委員長 我々の中で、どちらの方向の議論についてもコンセンサスが形成されていないというふうに私は理解しています。

◎白井委員 そうすると、ここには入れないほうがいいというんですよね。

◎坪郷委員長 私の後の提案はそれだったんですね。必ずしも一致がなかったということなので、いかがでしょうか。いろいろ議論になったわけですが、主な議論のところ、私の2番目

の議論にもう一回戻りますが、「提言に当たって」を入れて、この提言に当たってはこういう論点については検討したけれども、明確な結論、意見の一致は見られなかったので、ここについては今回は提言していないんだと。その背景がわかるようにということで、主な議論のところではそれを確認するということがいかがでしょうか。その案にしていただけませんか。

◎杉本委員 一言。だけれども、「選考結果（応募者の順位や得点）などを応募者に何らかの形で通知する」ことで、第一歩というか、選考過程を透明にする第一歩になるというふうに私は信じたいです。もう一步踏み込んだ議論が私は欲しかったと思うのは、皆さんも参加条例にある資料でも、私、資料として一応御提示したと思うんですけども、その選考の内容が5項目に分かれて、これは点数制にはなっているんですが、作文の点数ではないんですよね。あくまでこれは部局あるいは市長の主観が非常にその中に投入される形の点数制だと、私はよくよく考えると単なる点数制じゃないというふうに思っています、そこがどういうふうに見えるかによって、自分がなぜ採用されたのか、不採用になったのかということが自分にとってもわかるということが、部局や市長が求めている方向と自分の違いというのを客観的に、あるいは冷静に捉えることが今後できるのかなと思うんですね。だから、曖昧にしておかないで、きちっとした形を選考の基準に明確に、もしそういう論文形式で採用するのであれば、今後、もう一步踏み込んだ、不透明な形で今5項目いろいろとありますけれども、それをもう少し客観的な採用の方法、見える方法で私たちに知らせていただけたということは、今後の市民の参加を促す方法につながるんじゃないかと思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

では、文章としてはこれで確定させていただいてよろしいでしょうか。

天野さん、何かありますか。

◎天野委員 前、応募論文の公開ということに対して裁判がありまして、それで、個人情報との関係もあって、結局出さないということで、見たい、出してほしいという請求があったことに対して棄却という判決がありまして、それ以降、私ども、応募論文に関しましてはすぐお返しして、公開は行っていないということなんです。なので、そういったことも踏まえまして、応募論文の公開ということはなかなか難しいという今現状の判断なんです。

◎浅野副委員長 済みません、差しさわりがなければ、それはどこの市ですか。

◎天野委員 小金井市。

◎浅野副委員長 小金井市ですか、裁判を起こされたんですか。

◎天野委員 はい、みたいです。

◎浅野副委員長 それは知りませんでした。ちなみに、いつごろのことですか。

◎天野委員 たしか、平成14年。

◎浅野副委員長 10年前、2000年ぐらいですか、2002年ですか。

◎坪郷委員長 それでは、よろしいでしょうか。文章としてはこういう形で、主な議論のところでは「提言に当たって」というところを加えて確定ということにさせていただきます。

それで、次の（４）子育て中の世代の参加についてのところです。子育て中の世代の参加意欲に応えるために、保育士などをより積極的かつ広範に、子育て関連の審議会のみならず、審議会全体に配置できるようにするための方法を工夫する。具体的内容としては、具体的には保育士を広範に設置できるようにするために、予算措置や派遣する仕組みを工夫するというふうに内容はなっております。この（４）についてはいかがでしょうか。

◎白井委員 審議会自体、時間についてのお話が出たような気がするんですけども、そういうところは一切見えるところに書かれていないので、言えたら言おうかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。要するに、例えばこの市民参加推進会議など、小さいお子さんを抱えている人は、幾ら保育士がついていても寝かしつけないといけないので、参加できないんですよ、というような話が高橋さんからあったような気がしたんですけども、

◎坪郷委員長 時間については調査をしていただいて、現状のチェックはしましたね。ただ、前回の議論の中では、その提言に関係してはそれは議論としては出てこなかったと思います。これは次回のことを皆さんに御相談しようと思っていたんですが、今まで事務局で新たに調査をしてもらったり、そういった統計がありますので、それを提起、まとまる形で、そこから何が言えるのかということも、ミニ白書と言うかどうかは別にして、それを最後に、若干の論点も含めてまとめることができればというのは考えております。例えばそこには時間の問題は、現状の調査もありますので、それに合わせて文章を書くということは可能だと思います。

◎白井委員 ただ、主な議論のところ、皆さんに議事録は拾ってもらって、そういう議論がされた形跡、それだけでも何か入れてもらうことはできないんですか。

◎坪郷委員長 では、時間帯のことについて、主な議論の中で追加をするという今提案がありました。ここは前回の主な議論も基本的には記録はあると思うんですが、今の白井委員の提案についてはいかがでしょうか。時間の関係についての論点を今の議論の中に入れると。事務局で時間帯の調査はしていただきましたよね。

◎事務局 はい。

◎事務局 ２月にやったかと思うんですけども。

◎坪郷委員長 今日、白井さんから出たので、その論点を入れるということか、どちらかですか。今までの議論の中にも、高橋さんの提言ないしは説明の中で、そういう時間帯についての論点は出ていたと思うんですね。説明にあったんじゃないかと思うんですけども。

◎福井委員 たしかありましたね。私も議事録を見ていないですが、高橋さんのメモのところ。

◎坪郷委員長 議事録の概要の中に載っているかどうかなんですけれども、少なくとも議事録の大もとにはあると思うんですね。では、その論点は主な議論のところにつくっていただくということにしたいと思います。

（４）のほかのところはよろしいでしょうか。それでは、（４）についてはこれで確定させていただきます。

(5) 障がいのある方の参加のための環境整備について。障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど参加しやすい環境づくりにつとめる。具体的な内容としまして、審議会等を行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行うこと。手話通訳士等のある程度の数を確保するというふうにしております。

この(5)についていかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、主な議論のところは子育て世代のところと同じ論点が出ていましたので、そこは同じように、同じ文章を持ってきます。

では、(5)もこれで確定をさせていただきたいと思います。

◎浅野副委員長 ちょっと済みません。話が進んでいるんですけども、先ほどの時間帯の話、多分5月の会議に高橋さんがお出しになられた資料で、恐らく触れられていたと思うんです。なので、一応今の議論に要する……。

◎坪郷委員長 去年の5月だとすると30回ですね。

◎浅野副委員長 そうですね。平成24年5月25日です。

◎坪郷委員長 では、30回のときに、高橋さんが提案されたときにその話があったんじゃないかと思うんですね。

◎浅野副委員長 ということですね。資料にしているんです。

◎坪郷委員長 それでは、以上で第4期推進会議の提言に向けてということで文章の確定とさせていただきたいと思います。

それで、最終的には何カ所か、主な議論のところはそれぞれ議事録の抜粋であるということ、を明記するという形でつけ加えます。若干、短い文を入れたところがありますので、それもあわせて確定させたいと思います。

それで、その点については、委員長、副委員長でまず確認はしますが、先ほどお話ししましたけれども、あとはその提言案を完成させた上で、皆さんに確定版を送っていただくということはできますか。

◎事務局 はい。

◎坪郷委員長 では、委員長、副委員長で事務局と確認をしまして、皆さんに確定版を再度お送りする。それで確認していただいて、完成した提言については、郵送で委員長から市長宛てに送付をするという形にしたいと思いますが、これについてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、市長に送付をしますと、回答についてはどういう形になりますか。

◎事務局 いただいた提言を具体的にどういう形でできるのかという答えを市長の意見という形で公開する形になるんですけども、委員の方々には直接送付するような形で考えています。

◎坪郷委員長 大体どれぐらいの期間ということですか。特には決まっていないんですね。

◎事務局 速やかにするという形にはなっています。

◎坪郷委員長 速やかに市長から返事をもらえるということですね。届きましたら、皆さんに送付をしていただくということにしたいと思います。

それでは、皆さんに最初の提案シートから含めて、9回にわたって今日まで議論してきた結果の提言がまとまりましたので、これについては以上のとおりで進めさせていただきます。

それで、その提言をする中で、皆さんからさらに幾つかの問題提起をしていただいております。それで、まだ残った課題もあると思いますので、今日、若干残りの時間でそれについて議題として取り上げたいと思います。

それで、次第の(4)のところはその他になっておりますが、その中で、まずは前回の提言の中では、その提言を行った後で、今後取り上げる幾つかの論点についても議論するというふうにしておりましたので、今日は関連で2つほど一応準備をしております。あと30分はあるかと思っておりますので、できればそこまではやりたいと思います。

まず最初は、青年の市民参加についてです。これは浅野さんに2回報告をしていただいて、それで、2回目のほうの小金井市の市民意向調査のデータ分析から8月21日のワーキング資料としてまとめた資料を出していただいたのがあると思います。それを皆さん、先ほど言いましたように、お持ちでない方は事務局にあるということですね。お手元にありますでしょうか、これですね。

これについて、浅野さんのほうから関連して何か補足、あるいはこれについては今後どういうふうにまとめるかということも含めて何か御意見がありましたら、ちょっと発言いただければと思います。

◎浅野副委員長 私のほうからお話しさせていただいたことは、調査データから現実はこうなっているという話だったんですね。では、そこから始めて、若者を実際のどのぐらい、どうやって社会参加に向かわせることができるかということについては、実は私も特にアイデアがあるわけではなくて、結構難しそうだなという見通しをお示しただけで終わりになっていると思います。

大きく言うと、若者の地元志向が非常に強まっているんですね。なので、社会参加しそうなものなんですが、なかなかそうはいかない。なぜかという、若者は若者同士の友人関係に割と閉じているところがあって、大人と一緒に何かやるという形にはない。やっぱり若者と大人が比較的分断した形になっていると思います。なので、非常に抽象的な言い方になりますけれども、両者を媒介する仕組みをつくっていくことが多分必要だと思います。これがうまくいけるところは、例えば前期のこの委員会でも紹介しましたがけれども、京都市なんかは割とうまくいっていて、それはなぜかという、京都市はそういう若者をターゲットにしたNPOとかNGOの伝統というか、蓄積も結構厚いんですね。だから、そういうものがあるといいんですが、小金井市には残念ながら、そういうものが分厚く存在するとは言えないような状況だと思います。

それと関連して、小金井市の市民意向調査からわかるのは、社会参加を促す、社会参加をよ

くする人に見られる非常に強い特徴の一つが知人が多いということなんですね。地元人間関係を持っていることなんです。だから、若者も地元人間関係を持たせることによって、若者が地元人間関係を持ち、それが媒介になって社会参加をするような、そういう社会参加への導管になるような人間関係をつくる、これはまた何か仕組みがあるといいだろうなということなんですね。具体的に何をすればいいのかというのは、私はいいアイデアがなくて申し上げることも何もなくて、一応データの分析からそのことを見ていこうかなと思いました。

以上です。

◎坪郷委員長 坪郷委員長 これについては、市民意向調査のデータ及び京都なども含めて事例研究をこの間、浅野さんに報告をいただいていますので、これは現在、データについては1枚、その前にも資料を出していただいていますので、これを四、五ページぐらいに少しまとめていただいて、その関連で重要な論点を何らかの形で添付したものにできないかと思います。この点は浅野さんにもお考えいただいて、それはうまく提言になるかどうかですね。提言の形か、あるいは参考意見という形で論点を整理してまとめることができれば、次に生きるかなと思いますけれども。

◎浅野副委員長 済みません、もう一つ、今思い出したので、ちょっと発言させていただきたいんですが、幾つかの調査を見ますと、ボランティアをやりたいと思っている若者って基本的にはふえているんですね。例えばボランティアは社会参加の一つの形態だと思いますけれども、ボランティア意向は若者の間に非常に強まっているとよく言われまして、幾つかのデータはそれを示しています。しかし、実際にボランティアをやっている若者は余りふえていないんですね。ふえていることはふえているんですけども、そんなにはふえていない。意向ほどはふえていないと。だから、したいという気持ちはある。でも、やっていないというのが現実なんですね。いろんな解釈があると思いますけれども、私は、したいと思っているけれども、そのしたいという気持ちをうまく現実に持つていくための中間的な仕組みが欠けているんじゃないかなと思っておりまして、今回、公募登録制をもし導入するとしたら、この主な議論にも触れられていますけれども、若者を特にウエートをかけて抽出するというやり方で、いわばここを登録しますかというふうに市のほうから伝えることによって、機会というか、チャンスを提供するということができる。そういう状態に対して、そういう現状に対する一つの解決策というか、一つの改善策になり得るかなというふうには思います。なので、この公募登録制で必要な年齢に関してウエートをかけて抽出するというやり方は検討されてもいいのかなと、個人的には思います。

◎坪郷委員長 関連して、皆さんのほうからいかがでしょうか。

◎白井委員 私も青年というと、若い人たちの地域参加という点は非常に興味があるということと、これから本当にそれはちょっと力を入れる必要があると思っているんですね。

それで、一つアイデアといいますか、新しく入ってくる人を新規転入の段階で、これはまだ具体的じゃないんですが、何か適切な情報提供することによって、地域に入りやすくする仕組

みはつくれないかなって、最近ずっと考えていたんですね。

それは何でそう思うかといいますと、最初、ちょっとネガティブな事案からそういう考えに至ったんですけれども、そのネガティブな状況は何かというと、どっちかという孤独とか、孤立というか、さっきの浅野先生が言った知人がいないということ、それがやっぱり地域の若者、もしくは若者だけじゃなくて、例えば転勤して子どもができて、旦那さんは働いているけれども、奥さんは子どもができて周りにいきなり知り合いがないので、誰にも頼れる状態ではないという、そういう何か孤独の「孤」と書いて孤育てという状況に陥るケースってよくあるんですよ。実はうちの妻もそういう状態に一時陥ったことがありまして、話を聞いていると、同じような人たちがいて、初めて子どもを持つ家族でよそから転入してきたママさんには、そういう状況に陥る人って結構いるんですよ。

そのママさんだけの話じゃなくて、若い人でもやっぱり地域に知り合いがないから、自分でなかなか友達をつくれない、そういうきっかけってなかなか持てない人が多いと思うので、新しく入ってくる、転入してきた段階で、何か最初にその情報提供すること、もしくはだれかとかかわりを持たせる仕組みをつくることによって、そこからネットワークを広げていくとか、そういうことはできないかな。余り具体的ではないんですけれども、あくまで一つのステップというか、フローの中の一つのそこに入ってくる段階というところにフォーカスして、何かもう少し具体的にアイデアを考えればなというのはいちよっと思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの方は……。

◎杉本委員 若い方たちの孤立化ということは今言われたんですけれども、要するに多世代の交流というのが一つのキーワードになるかと私が思うのは、高齢者でもそうですし、若い人もそうですけれども、シャッフルされることによってどんどん関係が広がってくるという、そういう場づくりみたいな、その拠点みたいなところが、神戸なんかはすごくあるんですね。商店街もまたいっぱいあって、そこには若い人と高齢者や、あるいは障がいのある方たち、誰でもがたまれる、あるいは集えるような場から、そこから地域、まちづくりへの参加とか、市政への参加というのが生まれてくるんですけれども、まだまだ小金井にはそういう拠点、あるいは場づくりがまだ進んでいないということと、それに対する支援というのがまだまだ小金井市に薄いかというふうに思っています。

まずはその若いお母さんたち、ママさんたちも、例えば私たちなんかはおみそ汁のつくり方や、あるいは子育ての仕方について意見を求めたいけれども、でも、その意見を求める場がなかなかないと。気楽に求めるということですよ。気楽に求める場がない、窓口がないというところが、やっぱりなかなか地域の中で広がることできないし、情報をキャッチすることの難しさがそこにあるというふうに思います。私は場づくりへの支援を行政のほうからどんどん行うということを1つ提案したいと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎遠藤委員 私も杉本さんのおっしゃられたハード、居場所づくりというのはとても大事だと

思っています、特に多世代、多世帯ですね。子育て世帯はもちろん、白井さんもおっしゃられたように、孤立化した子育てとグループの子育て、今の話を単純に出してそう言ったんですけれども、特に多世代、多世帯というようなひとり暮らしが市内で人口、1世帯当たり2人を割り込みそうな状況で、ひとり暮らしの方が増えている中で、その方々にどういうふうに参加をしてもらおうかということで、ハードでそういう施設、小規模デイケアの施設ですとか、例えば長野でやっているみたいな宅幼老所とか、子どもの面倒を見る人たちと高齢の方々が一緒になって交流できるスペースみたいなものがあると、そういう施設を行政が後押しするような仕組みができればかなり良くて、あるいは、現在ある公民館を再活用するですとか、そういうハードの部分ということ。

それから、東小金井なんかは、例えばゲストハウスが非常に多いんですけれども、今、若者中心の指定するシェアハウスなんか広がっていますよね。だから、そういう意味では、どうしてもハードの面からになるんですけれども、ハードを整備した上で、ひとり暮らしの人を動かす。まだ潜在的に参加をし得るような市民の方で、一人で出かけていくということを行政がサポートする、バックアップできるような仕組み、機会の創出ができればと私は考えます。

◎白井委員 ハードの面で言うと参考になるのが、港区の芝の家というコミュニティースペースがあるんですが、そこは結局、行政がお金を出して運営しているというのものもあるんですが、結局、港区は芝の家と、あと田町の家かな、あと新橋の家をまたつくるみたいな話もあって、多世代交流のスペースとして根づき始めているという話があるんですよ。

そこで何が行われているかということ、結局、今遠藤さんも言ったように、実際にまず、ただ集まることから始めて、そこでやっぱりコミュニティーが出てきて、今度は自分も何かそこを手伝いたいということから始まって、そこでそのコミュニティースペース主催のイベントとかがあったときに、やっぱりそこに自分も参加するということと、何か担い手になるということと、どんどんとそういう人たちがまさに担い手になっていく、何となくステップがうまくでき始めているみたいな話を、僕はちょっとそういうセミナーへ行って聞いてきたんですけれども、あるんですよ。

ただ、これはお金があればという話になりますので、それをまるっきりまねするというわけじゃないですけれども、今わけがあって僕は結構町をいろいろ練り歩いたりするんですが、空き家とか結構あるんですよ。そういうところを生かすというのは、誰もが言うようなアイデアではあるんですけれども、できるんだったら、それも当然してほしいなと思います。そういう環境整備を考えてほしいなと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ちょっと時間の関係で、幾つか意見をいただきましたので、1つは、浅野さんに、今までの資料も含めて、今日の意見を含めてまとめてもらう、実際には若干相談はしたいと思います。それで、次回に少しまとまったものをつくっておくということで、次回以降にできるような形に少なくともほしいというふうに思います。

それで、次の議題としては、参加型職員研修について、これは資料を事前にお送りしたと思

うんですけれども、事務局のほうからこれについて簡単に説明をいただけますか。

◎事務局 お手元の資料、平成22年度～23年度協働推進職員研修の概要をごらんください。コミュニティ文化課で実施した協働推進職員研修の報告書から概要を抜粋されたものです。詳細については資料をごらんください。

◎坪郷委員長 これは事前資料として送られているものです。これは報告書の概要を抜粋していただいたので、参考にしていただくということです。それと、これについては、五島委員あるいは白井委員もこれに関係されたんですか。

◎白井委員 はい。ワークショップがありました。

◎坪郷委員長 委員がお2人関係されていますので、まず五島委員から説明をしたいということもありますので、五島委員からまず御発言をいただけますか。

◎五島委員 ここのメモにあるとおり、3カ年で1枚目の2の体制のところはNPO法人と委託契約をとというのがありますが、そのNPO法人に僕はかかわっていて、理事なんですけど、僕が全体を仕切って企画運営をさせていただきました。事務局のコミュニティ文化課にこちら側からこういうことで進めましょうということで企画を提案させていただいて、調整をして実施していました。

細かいことはこれを見ていただければわかると思いますけれども、僕がこういうことにかかわることを意図しているのは、すそ野というか、底辺をどれだけ広げられるかということ意識して、企画もそうですし、キーワードを絞り出す努力をしているつもりです。

今の浅野先生のお話にもすごくかかわっているかと思っているんですが、例えば一覧表の4の内容のところも、これはショップの第1回目のタイトル、みんなでクッキング！とか、2回目カラダを使って話し合ってみよう！、「やってみよう！公園づくり」というようなそのタイトルもそういうことで、研修で何でクッキングなのというふうに思ってもらいたいなと思って、そういう言葉を使っていたり、カラダを使って話し合ってみようというのも、そういう意図があってやっています。職員研修で何でというふうに思ってもらおうかなと思って、そういうタイトルにしていたりします。

それ以降のワークショップも、何たらかんたらワークショップということではなくてつくっていきこうと。公共の事業ということで、職員の方々と一緒に話し合いを進めていて、行政の人と市民と両方がちゃんとそれぞれのテーマについて話し合っていく、まさに是々非々で話し合っていくという環境を担保していくことに配慮して運営をしてきたつもりです。

中身は、そこは白井さんをお願いしたいなと思いますけれども、若者も含めてすごく関心が多様ですので、みんなというふうに、誰もが参加というようなことは余り考えずに、その時と場所に応じてテーマを絞って、そのワークショップのほうにあるように、ワークショップの3つの事業を取り上げましたけれども、樹木廃材とか、ポータルサイトとか、ロケーションサービスとか、そういうようなすごく具体的な、それぞれにかかわってくる人が違いますので、そういうようなことを一生懸命絞り出していって、それをいい媒体に載せて広報をつくって、先

ほどの話でいくと情報を仲介する人になると思うんですけれども、そういう人たちにそういう情報を転送してねというお願いをしたり、チラシを渡したり、手間がかかりますけれども、そういうような作業をいとわずに続けていくというのがあれしたことかなというふうに思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

白井委員、いかがでしょう。

◎白井委員 それで、「つくっていこう！協働事業」、これもワークショップ、たしかほぼ全回出席しまして、僕はロケーションサービス事業のテーブルに着いてずっと話し合っ、これが今でもこがねいロケよび隊という活動で続いてはいるんですね。僕は協働のあり方検討委員会と審議会には出ていましたけれども、何か本当にざっくばらんといいですか、これは1つのテーマに対していろんな意見を交わしながら何か結論をつくっていくという作業としては、このワークショップは非常に有意義でした。何が有意義かという、当時は職員の人とは余りざっくばらんに話す機会ってなかなかなかったんですね。やっぱりいろんな行政の方がいらっしゃいますし、逆に何となく行政の方とかかわる以前は、行政の人なのでみたいなのを思っていたんですよね。要するに悪い印象しか持っていなかったんですけれども、いざ、かかわってみると、全然そうじゃなくて、いろんな知見を得られました。

市民と行政の人が一緒に職員と話し合っ、一つのテーマに対して、特に我々のロケーションサービスはかなり話も盛り上がり、具体的にやっていこうという話になれましたので、余計その議論はもう本当にいろんな熱い議論が交わされて盛り上がったという過程もあったので、一緒にそういうことをつくっていけるんだという何かそういうヒントといいますか実績というのは、ある一定の形としてできたんじゃないかとは思っています。ただし、担当がかわればそれも変わるというのもよくわかりました。

あとは、職員の方がどう思っているかというのは、我々にフィードバックはもらっていないので、ここに参加された職員の方たちがどういうふうな感想とか何か感じられたこととか、そういうのはちょっと聞いたことがないので、そういうのはどうかみたいにもし見れるんだったら、見たいなと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。これは年齢層とかはそんなに構成で何か特徴があるというのは特にはないですか。

◎五島委員 いや、白井さんが一番若かったぐらいじゃないかなと思いますね。職員の方は若い人が来てくれましたけれども、でも、平均でやっぱり40歳代。

◎白井委員 50代ぐらいじゃないですか、もっと高いかな。恐らく50代が平均だったと思います。僕の知り合いでちょっと声をかけたら、1人20代の子が来たんですよ。でも、30歳代はほとんどいなかったですね。

◎坪郷委員長 実施された時、これはワークショップによっても人数配置はいろいろなんです

けれども、ある程度職員対市民というのは同数ぐらいを念頭に置いているんですか、必ずしもそうでもないんですか。

◎五島委員 それぞれの事業で担当からありましたので、その人たちは必須で参加になるんです。その事業の事務局の立場になりますので、それ以外の、例えば関係のない部署でも参加をされる人は、例えば経済関連で来てくれたりとか、そういう人はありました。

◎坪郷委員長 担当課以外の方も参加する場合もあったということですね。

◎五島委員 それもありましたね。

◎河野委員 済みません。平成25年の1月からなんですけれども、同じようにNPO法人と協定を結びまして、たしか6団体だと思うんですが、同じようにワークショップで参加型研修をやっています。回数も多かったり、時間もばらばらなんですけれども、職員は若手中心に12名ぐらい参加しておりまして、協働の観点で進んでいけるかなと思っています。また、地域醸成というところの視点からいえば、新入職員、1年目の職員は阿波踊りの関係で地域に参加しておりますし、また、ボランティア研修ということで、市が協働しているような事業とか補助しているような事業、今だと、行事だとお月見のつどいとかさくら祭りなんですけれども、そちらにもボランティア研修として参加して、地域と連携を図れるような形にはなっています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

時間の関係がありますので、今日はこのあたりだと思いますが、何か関連して協働型・参加型職員研修についてはもう1人か2人御発言があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎白井委員 済みません、僕ばかり。昔お話をしたことがあったかもしれないんですが、研修というのにふさわしいかどうかは別として、市外に住む職員の方が一定期間市内に住むという仕組みってつくれないかなという話をした覚えがあるんですけれども、覚えていますか。そういうのを1つ地域に入っていく研修みたいな形でできないかなと思うんです。防災とか防犯とか、あと地域の人をやっぱり知るといこと。特に市外に住んでいる人は小金井市のことを、住んだら隅々というわけではないんですけれども、どちらかというと比較して知らない方のほうが多いんじゃないかなと思うんですね。それも1つの研修というような枠で考えられないかなと思うんですけれども、1つのアイデアというか、意見として。

◎坪郷委員長 それでは、この論点について今日はよろしいでしょうか。それで、この参加型職員研修についても若干の資料をまとめるということと、今日の御意見も含めて幾つか論点、意見の整理といったこともできればというふうに思います。

それで、議題については以上でよろしいでしょうか。

◎五島委員 済みません、今のところで1つだけ、参加型のここで書いてあるワークショップみたいな形式の職員研修をぜひ定期的に毎年開催して行ってほしいなというふうに思っていますので、その文章を1つどこかに入れてくださればと思います。

以上です。

◎杉本委員 私もぜひ、これだけ詳しいお話は初めて聞いたんですけれども、この参加型職員

研修をもっともっと拡大して進めてほしいと思います。また、それを何かの形でどこかに明記していただけるようなことができればと思います。

◎坪郷委員長 河野委員が紹介していただいたのは今年度から初めてですか。

◎河野委員 そうですね、平成24年度。

◎坪郷委員長 平成24年度からですね。

◎白井委員 これはNPO法人と研修するんですか。一般の人はそこに参加できないんですか。

◎河野委員 職員がNPO法人の事業に参加をする形です。

◎坪郷委員長 それはある程度継続的にやられる予定ですか、まだこれから……。

◎河野委員 まだ本当に試行段階ですので、かなり変則的な時間ということもあるので、状況を見ながらということになります。

◎坪郷委員長 それでは、その参加型職員研修ということで論点整理をもう少しすることにしたと思います。それで、これで一応議題は終わりましたので、市民参加条例運用状況等については終了いたします。

それで、次回の推進会議の開催日をあとは決めたいと思います。この次回が第4期の市民参加推進会議の最後の会議になりますので、そこでは、これまでのまとめ、あるいは第5期への引き継ぎ事項、それから、論点として挙げているものとして、自治基本条例についても若干資料収集をという話をしていましたので、そういったあたりを議題に取り上げたいと思うんですけども、議題のことについても確認をしたいと思います。

それで、まずは日程を決めたいと思いますので、一たん休憩をいたします。

(休憩)

◎坪郷委員長 それでは、再開いたします。

次回の推進会議の日程は、5月17日金曜日6時からにいたしたいと思います。場所については、別途確定してから、皆さんに御連絡をするということにいたします。

それで、次回の議題ですが、先ほど挙げたものも含めて、まずは大きくは3つということで、今日、2つ議論していただきましたが、青年の市民参加と参加型職員研修、これについても若干の資料と論点整理をする、それとあわせて自治基本条例についても若干の資料収集を行う、今まで議題として上がってきたことについても第4期のまとめというものをつくるということがあります。それで、それもあわせて全体的として第4期のまとめをして、第5期への引き継ぎ事項を挙げるというのを議題にしたいと思いますが、次回の議題については、皆様、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 もう1回しかありませんので、できるだけ事前に論点整理をやりたいと思います。皆さんのほうでも、それぞれそれについて御協力をお願いする場合もあるかと思うので、そのときは連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の日程と議題については以上ですので、以上で今日の議題は全て終了いたしました。これで閉会いたします。どうも長時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 8 時 3 3 分閉会)

第 4 期推進会議の提言に向けて（案）

< 提言 >

「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等について

多様な市民の意思を市政に積極的に生かしていくため、市民参加条例第 3 章「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等として、以下の提言をいたします。

1 経過

第 4 期市民参加推進会議は、第 26 回平成 23 年 7 月 29 日から第 32 回平成 25 年 2 月 8 日まで 8 回にわたり審議を行った。第 27 回平成 23 年 11 月 18 日に各委員から提案シートの提出があり、この提案シートに基づき第 28 回平成 24 年 2 月 10 日、第 29 回平成 24 年 4 月 20 日、第 30 回平成 24 年 5 月 25 日に各委員から順次、提言に向けた報告を行った。その後、平成 24 年 7 月 6 日と平成 24 年 8 月 21 日の 2 度にわたり市民参加推進会議ワーキングを開催し、各提言に向けた論点整理を行った。ワーキングの論点整理を踏まえて、第 31 回平成 24 年 11 月 9 日において提言の原案づくりを行い、第 32 回平成 25 年 2 月 8 日に提言のとりまとめを行った。

2 提言

(1) 審議会傍聴環境の整備に関して

審議会傍聴環境の整備に関して、傍聴者の意見も積極的に反映できるようにするため、原則として全ての審議会に「意見・提案シート」を常設し、傍聴者・市民から提出できるようにする。また資料は原則として、傍聴者に委員と同様の資料を配布すること。

■具体的内容

- ① 現在、5つの審議会を導入されているが、各審議会に普及させるよう、規定等で明記する。特段の事情があってこれを設置しない審議会等はその旨をできるだけ早い時期に市民に対して公表すること。
- ② 意見提案シートで出された意見を会議の中で具体的にどのように活用するかについては各審議会に任せる。ただし、基本的には提出された意見を委員の間で共有すること。

■主な議論

- ・傍聴者の意見が審議に反映される仕組みを取り入れれば、もっと多くの人が傍聴に来るのではないか。
- ・強烈な意見が出されたり、委員が自らの意見を通すために利用されることも想定される。
- ・テーマによっては、利害関係や市議会の対立問題に巻き込まれる又は委員同士が対立す

るようなことも可能性としてあることを考慮すべき。

- ・提案シートの意見が市民の一般的意見とは大きくずれる可能性がある。
- ・各審議会によって市民の傍聴環境が左右されてしまうのは望ましくないので、統一的運用をした方がいい。
- ・規定に明記しないと運用が保証されない。
- ・審議会の運営の仕方も多様化しているため、統一的な運用はなじまない。
- ・各審議会がどのような参加手法を取り入れていくのか、委員自身が自主的に考えることが多様な市民参加を進める上で重要ではないか
- ・「意見・提案シート」で出された意見が議題にされないと、「ただ提出した」だけになってしまう。
- ・必ず意見が取り上げられれば、意見を出す側のモチベーションが上がる。
- ・意見を取り上げるかどうかは各審議会の中で決めるが、委員全員に提案シートが配布されることが大事。
- ・会議に来られなかった人も意見が言える制度にしたい。

(2) 公募委員の募集について

多様な市民が参加できるように、現行の市民公募方式に加えて、「公募市民登録制」の導入を提言する。「公募市民登録制」としては、無作為抽出した市民の中から登録する方式と、市民が自発的に登録する方式がある。

■具体的内容

- ① 市民公募制、無作為抽出した市民の中から登録する公募市民登録制、市民が自発的に登録する公募市民登録制の3つの方式や、その組み合わせも含めて公募方法の選択肢を整備する。
- ② 選出された委員に対する偏りのない充実した情報提供が重要である。

■主な議論

- ・無作為抽出方式は、すそ野を広げる、市民参加の幅を広げる、無関心層を取り込む方法として有効である。
- ・無作為抽出方式で登録した人全員によって意識が変わるという効果も期待できる。
- ・取り入れる方法として、無作為抽出方式と現行の市民公募方式と併用する。
- ・自発的な登録(公募委員登録制)と現行の市民公募方式と無作為抽出方式を組み合わせる。
- ・参加したいという人は一定数存在するため、現行の公募委員の枠は残し、無作為抽出で選出する委員の枠を別で設ける。
- ・無作為抽出要件として、委員の年齢層の比率を市の人口の年齢割合に合わせるよう考慮する。
- ・20代~40代だけで無作為抽出を行うのも一つの方法。
- ・審議会ごとに選出方法を選択できるとよい。
- ・予算や人員の配置などコストを踏まえて検討すべき。

- ・無作為抽出で選出した委員にレクチャーを行う場合は、十分に情報収集ができるように工夫するなど、考えが偏らないよう配慮する。

(3) 公募委員の選考基準と選考について

公募委員の選考過程をより透明で市民の納得を得られやすいものとするために、選考結果(応募者の順位や得点)などを何らかの形で通知する。

■具体的内容

選考結果(応募者の順位や得点)などを応募者に何らかの形で通知する。なお、選考結果を知りたくない人については事前に確認の上、採用・不採用のみを伝えることを検討する。

■主な議論

選考結果(応募者の順位や得点)を応募者に伝えることに重きをおいて、さらに、応募論文の公開、最終段階の選考を抽選等で行うことについて検討を行った。

- ・選考過程の透明化により、応募した市民はより納得するし、意識の高い人が応募するのではないか。
- ・100%全員が納得する方法は難しいが、選考過程の不透明な部分をどこまで小さくするかが課題である。
- ・選考過程が全く見えないから問題となっている。落選した人が今より納得できるための方法を探ることが必要である。
- ・論文は匿名にし、選考委員会を公開にする。
- ・選考を通過した論文の要点の公表、あるいは選抜の比率を応募者に伝えることはできるのではないか。
- ・論文を名前も含めて全部公開すると、応募者のハードルを上げてしまう危惧もある。
- ・落選した人の不満を少しでも小さくすることは大事だと思うが、そのためにどこまでコストをかけるのかは課題である。
- ・問題を解決するために審議会が立ち上がりその趣旨に沿って選考するので、選考する側の負担考慮も必要である。
- ・透明性の確保は重要だが、論文を公開することがベストな方法だと思えない。例えば非常に差別的で排外主義的なものが小金井市のサイトに掲載されたままになったり、その論文の断片的情報を組み合わせて身元が特定されてしまう危険性もある。

(4) 子育て中の世代の参加について

子育て中の世代の参加意欲に応えるために、保育士等をより積極的かつ広範に(子育て関連の審議会のみならず審議会全体に)配置できるようにするための方法を工夫する。

■具体的内容

具体的には、保育士を広範に設置できるようにするために、予算措置や派遣する仕組みを工夫する。

■主な議論

- ・子育て世代に関する審議会には保育士を配置しているが、それ以外の審議会でも出たいと思った人が参加できるような仕組みが必要である。
- ・移動が難しい人々のために ICT(情報コミュニケーション技術)を利用した新たな参加の方式又は情報発信を工夫する。審議会のネット中継や SNS での書き込み、フェイスブックによる相互交流などの仕組みを工夫する。

(5) 障がいのある方の参加のための環境整備について

障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど参加しやすい環境づくりにつとめる。

■具体的内容

- ・審議会等を行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行うこと。
- ・手話通訳士等のある程度の数を確保する。

■主な議論

- ・移動が難しい人々のために ICT(情報コミュニケーション技術)を利用した新たな参加の方式又は情報発信を工夫する。審議会のネット中継や SNS での書き込み、フェイスブックによる相互交流などの仕組みを工夫する。

平成 22 年度～23 年度協働推進職員研修の概要

1 目的

協働に関する課題等を把握し、機運の醸成を図り、市民の要望をふまえ市民に有益な協働事業の展開につなげていくため

2 体制

平成 21 年度～23 年度の 3 ヶ年事業

ふるさと雇用再生特別基金事業として、NPO 法人と委託契約を締結し、実施

3 概要

平成 21 年度に市内の NPO 法人等に対して、協働に関するアンケートやヒアリング調査を実施し、それをふまえ平成 22 年度から平成 23 年度に協働推進ワークショップを行った。市民協働のあり方検討委員会が庁内アンケートを実施し、協働事業として研究したい取組 3 事業（①樹木廃材粉碎事業、②コミュニティポータルサイト運営事業、③（仮称）ロケーションサービス事業）を選定し、市民と行政が話し合い、協働事業の可能性を探った。

4 内容

(1) プレワークショップ（平成 22 年度全 2 回）

市民、職員双方が話し合いの進め方に慣れておくことを目的にプレワークショップを 2 回開催した。

・第 1 回

平成 22 年 9 月 24 日（土）9：30～12：00

参加者数：15 人（職員 6 人、市民 7 人、準備室 2 人）

タイトル：みんなでクッキング！（少数意見を切り捨てず、合意形成することを確認）

・第 2 回

平成 22 年 10 月 8 日（土）9：30～12：00

参加者数：22 人（職員 11 人、市民 10 人、準備室 1 人）

タイトル：カラダを使って話し合ってみよう！「やってみよう！公園づくり」

（仮に想定した条件をもとに公園のプランをまとめた。この作業により、多様な考え
方、意見をまとめる練習をした）

(2) ワークショップ（平成22年度全5回）「つくっていこう！協働事業」

話し合い、協議によって協働事業をつくっていく話し合いの場をワークショップ形式により継続的に開催した。ワークショップは他市の取組の視察を含めて5回開催し、事業の在り方や目的、体制や進め方などについて話し合い、まとめた。

・第1回

平成22年11月13日（土）9：30～12：00

参加者数：29人（職員11人、市民17人、準備室1人）

内容：事業ごとにグループワーク（現状や課題等）

・第2回

平成22年12月4日（土）9：30～12：00

参加者数：25人（職員10人、市民13人、準備室2人）

タイトル：事業ごとにグループワーク（次回の視察で確認したいこと等）

・第3回

平成23年1月15日（土）～22日（土）

参加者数：各12～13人（職員3～5人、市民6～9人、準備室1人程度）

内容：事例視察を4回実施

（NPO日野映像支援隊、調布市緑と公園課、八王子コミュニティポータルサイト「ハチポ」、立川フィルムコミッション）

・第4回

平成23年2月19日（土）9：30～12：00

参加者数：17人（職員8人、市民9人）

内容：事業ごとにグループワーク（視察報告、企画のまとめ等）

・第5回

平成23年3月5日（土）9：30～12：00

参加者数：23人（職員6人、市民15人、準備室2人）

内容：事業ごとにグループワーク（企画のまとめ等）

(3) ワークショップ（平成23年度全3回）

・第6回

平成23年4月23日（土）9：30～12：00

参加者数：25人

内容：事業ごとにグループワーク（課題の再確認、企画のまとめ等）

・第7回

平成23年5月21日（土）9：30～12：00

参加者数：26人

内容：事業ごとにグループワーク（企画内容を再確認、取組スケジュール作成等）

- ・第8回

平成23年7月2日（土）9：30～11：30

参加者数：12人

内容：（仮称）ロケーションサービス事業について、事業内容についてグループワーク（樹木粉碎事業とコミュニティポータルサイト運営事業は第7回で話し合いを終了したため、（仮称）ロケーションサービス事業のみについて実施）

- ・（仮称）ロケーションサービス事業については、その後下記の取組を実施。

7月30日（土）～8月6日（土）に計3回、ロケに使用されている市内の各資源について共有するため、「まちめぐり」として市内を回った。その後、10月1日（土）～平成24年4月1日（日）計8回の話し合いを行い、検討を進めた。

三鷹市の無作為抽出による公募委員候補者募集について

1 制度開始 平成 22 年 4 月から

2 設置規則等

「三鷹市市民会議、審議会等公募委員の募集及び選任に関する要綱」

(平成 22 年 4 月 28 日施行)

3 公募委員候補者募集制度について

(1) 無作為抽出方式

(2) 市内在住の 18 歳以上の 1,000 人 (男女比 5 : 5) が対象

(3) 郵送により募集案内を送付

(4) 応募者は希望分野を 2 つ選択し、登録申込をする。

(①企画部・総務部及び市民部、②生活環境部、③健康福祉部及び子ども政策部、

④都市整備部、⑤教育部)

4 運用方法

(1) 公募委員候補者に応募があった者を、公募委員候補者名簿に登録する。

(2) 審議会等の所管課が、名簿管理担当 (職員課) に市民公募枠の推薦依頼をする。

(3) 1 名の枠には 1 名の推薦をする。

(4) 審議会等の所管課が、公募委員候補者の承諾を得て選任する。

5 応募結果 平成 22 年度… 111 人 (男女比 6 : 4)

平成 24 年度… 80 人 (男女比 65 : 35)

6 その他

(1) 公募委員の全部又は一部について別途公募を行い、公募委員を選任することができる。(要綱第 4 条 2 項)

(2) 公募委員候補者名簿の有効期間は 2 年間

(3) 任期は 1 期限りとする。

○三鷹市市民会議、審議会等公募委員の募集及び選任に関する要綱
平成 22 年4月 28 日施行
三鷹市市民会議、審議会等公募委員の募集及び選任に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、[三鷹市自治基本条例\(平成 17 年三鷹市条例第 17 号\)第 30 条](#)の規定に基づき、市民の意見を市政に反映させ、協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)の活性化と公正で透明な運営を実現するため、市民会議等の公募委員(以下「公募委員」という。)の募集及び選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員候補者の募集)

第2条 公募委員の候補者(以下「公募委員候補者」という。)の募集は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、当該年度の4月1日現在において 18 歳以上のものの中から無作為抽出の方法により抽出した者に対して行う。

2 無作為抽出の方法により抽出する者の数は、別に定める。

3 公募委員候補者の募集に当たっては、市民会議等を市及び教育委員会の各所管部の分類に対応する次の5分野に分類し、応募者から公募委員候補者として名簿登録される市民会議等の分野の希望を第2順位まで聴くものとする。

- (1) 企画部、総務部及び市民部
- (2) 生活環境部
- (3) 健康福祉部及び子ども政策部
- (4) 都市整備部
- (5) 教育部

(公募委員候補者名簿への登録)

第3条 公募委員候補者の募集に応募した者については、市民会議等公募委員候補者名簿(別紙様式)を作成し、これに登録するものとする。

2 公募委員候補者名簿の作成に当たっては、公募委員となること、三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準(平成 18 年3月 24 日付け 17 三総職発第 714 号)第4条第7号の規定に反することとなる者その他別に定める者については、公募委員候補者名簿に登録しないものとする。

3 公募委員候補者名簿の有効期間は、当該名簿作成の日から2年間とする。

(公募委員の選任)

第4条 公募委員は、当該市民会議等の所管課が、公募委員候補者名簿の中から公募委員候補者の承諾を得て選任する。

2 市民会議等の運営に際して特に必要がある場合は、当該市民会議等の所管課は、公募委員の全部又は一部について別途公募を行い、公募委員を選任することができる。

3 公募委員の任期は、1期限りとする。

(公募委員候補者名簿の作成及び管理)

第5条 公募委員候補者名簿の作成及び管理は、総務部職員課が行う。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年4月 28 日から施行する。

2 この要綱に基づく公募委員の選任は、公募委員候補者名簿作成後に公募委員の選任を行う市民会議等について適用する。

3 この要綱の施行後2年を経過した場合は、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。